平成１８年（フ）第８４６号
熊本県荒尾市荒尾745番地４レオパレスソレイユ205号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市白金町89番地２
破産者　高岡賢州こと　崔　　元馨
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５８５号
福岡県筑紫郡那珂川町今光３丁目95番地１
破産者　上木　俊文
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６１号
北海道登別市富浦町１丁目56番地２
破産者　小清水　易
１　決定年月日　平成21年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第３１０５号
横浜市磯子区広地町10番36号
破産者　浅見　真二
１　破産債権の届出期間　平成21年10月28日まで
２　一般調査期日　平成21年11月11日午前10時25分
平成21年９月28日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３０号
大阪市北区中津４丁目３番11号
破産者　株式会社オスカー
１　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
２　一般調査期日　平成21年12月18日午後２時
平成21年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０４６号
京都市山科区御陵封ジ山町２番地72
破産者　株式会社ハウジング・ニジュウイチ
１　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
２　一般調査期日　平成22年１月13日午前11時30分
平成21年９月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９００号
大阪市中央区南新町２丁目２番８号
破産者　株式会社ニッコー
１　破産債権の届出期間　平成21年11月10日まで
２　一般調査期日　平成21年12月18日午後３時
平成21年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第５６３号
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目12番１―404号
破産者　金丸　　近
１　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで
２　一般調査期間　平成21年12月21日から平成21年12月28日まで
平成21年９月28日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１３４０号
熊本市長嶺南４丁目９番88―205号
破産者　小川　徳浩
異議申述期間　平成21年11月16日まで
平成21年９月28日
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第２０７号
愛媛県宇和島市津島町岩松760番地
破産者　合資会社木田薬店
異議申述期間　平成21年11月27日まで
平成21年９月28日
松山地方裁判所宇和島支部

平成１９年（フ）第２０８号
愛媛県宇和島市津島町岩松760番地
破産者　木田　總子
異議申述期間　平成21年11月27日まで
平成21年９月28日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２０年（フ）第１０７９号
熊本市水道町３番22号
破産者　株式会社プリティ
異議申述期間　平成21年11月27日まで
平成21年９月28日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第５号
秋田市新屋鳥木町１番81号
清算株式会社　株式会社アキバ
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（ヒ）第６号
秋田市新屋鳥木町１番81号
清算株式会社　北都パッケージング株式会社
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（ヒ）第３０１号
福島県会津若松市宮町７番42号
清算株式会社　株式会社ホテルトーコー
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所会津若松支部

平成２１年（ヒ）第２０６７号
東京都港区虎ノ門２丁目４番１号
清算株式会社　株式会社Ｍｏｎｔｈｌｙ　ＣＨＩＮＴＡＩ
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０７１号
東京都品川区東品川４丁目12番３号
清算株式会社　楽天フィナンシャルソリューション株式会社
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３３号
京都市左京区一乗寺向畑町50番地
清算株式会社　株式会社洛西
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２１年（ヒ）第３０１６号
大阪市西区江戸堀３丁目３番２号
清算株式会社　通信デザインアシスト株式会社
１　決定年月日　平成21年９月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（ヒ）第１００１号
鳥取市古海372番地１
清算株式会社　株式会社ダイム
１　決定年月日　平成21年９月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鳥取地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１０００３号
仙台市宮城野区港４丁目16番３号
清算株式会社　仙台埠頭運輸株式会社
清算人　河谷　泰昌
１　決定年月日　平成21年９月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
仙台埠頭運輸株式会社（以下「会社」という。）にかかる特別清算に関し、会社の負担する債務の処理について、会社と会社の全債権者との間で次のとおり協定する。
協定条件
１　債権者株式会社北海道銀行（以下「債権者道銀」という）及び同苫小牧埠頭株式会社（以下「債権者苫小牧埠頭」という）は、それぞれ、会社に対し有する別紙債権者名簿記載の債権を放棄し、会社はその債務の免除を受ける。
２　債権者道銀及び債権者苫小牧埠頭は、それぞれ、本協定につき裁判所の認可決定がなされる日までに、第１項の債権につき生じる利息及び遅延損害金等の一切を放棄し、会社はその債務の免除を受ける。
３　会社は、清算事務に必要とする費用を、債務の弁済に優先して随時支払うことができる。
４　本協定は、裁判所の認可があった時から効力を生ずるものとする。
以上
（別表省略）
仙台地方裁判所第４民事部